

## 住居確保支援事業の事業内容及び過去5年間の実施状況

|          | 平成29年度<br>(2017年度) | 平成30年度<br>(2018年度) | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) |
|----------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 相談件数 (件) | 34                 | 28                 | 34                | 733               | 214               |
| 利用人数 (人) | 9                  | 9                  | 7                 | 326               | 69                |
| 決算額 (円)  | 731,300            | 954,000            | 615,100           | 68,176,400        | 12,260,400        |

## 1 経緯

平成21年(2009年)10月から「住居手当緊急特別措置事業」として全国で一斉に開始しました。  
 平成25年(2013年)からは「住宅支援給付事業」として名称が変わり、平成27年(2015年)4月に生活困窮者自立支援法が施行されたのに伴って、同法の住居確保支援事業として再編成されました。  
 令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う2度の緊急事態宣言の発出があり、本制度がコロナ禍における国の生活支援策として位置付けられ、対象者が拡大されたため、利用者が急増しました。

## 2 事業内容

離職や廃業等により住居を失った、又は失うおそれのある方に対し、賃貸住宅の家主に家賃(住居確保給付金)を代理納付します。就労能力及び就労意欲のある方に、就労支援を行いながら住居の確保のための支援を行います。  
 期間は3か月間で、3か月ごとの延長が可能です。(最長9か月)  
 令和2年(2020年度)4月から65歳以上の方も対象となりました。また、新型コロナウイルス感染症の特例措置として、期間の延長や利用後に再度申請が可能になるなどの対応が取られました。

## 3 費用負担

当該費用は「住居手当緊急特別措置事業」として厚生労働省セーフティーネット補助金を活用し、全額府補助となっていました。平成27年(2015年)4月に生活困窮者自立支援法が施行されたのに伴って、同法の住居確保支援事業として再編成されたため、現在は国庫負担率3/4の事業となっています。